

社会福祉法人 希望の里
野村きぼう苑デイサービスセンター
指定通所介護 重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1 日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2 4 7 0 4 0 0 4 6 2 号)

当事業所はご契約者に対して、指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故発生時の対応について	6
7. 緊急時の対応	6
8. 虐待防止について	6
9. 身体拘束について	6
10. 業務継続に向けた取り組みについて	6
11. その他の留意事項	7
12. 苦情の受付けについて	7
付属文書	8
・ 事業所の概要 ・ 職員の配置状況 ・ 契約締結からサービス提供までの流れ	
・ サービス提供における事業者の義務 ・ サービスの利用に関する留意事項	
・ 損害賠償について ・ サービス利用をやめる場合	

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 希望の里
(2) 法人所在地 三重県亀山市野村3丁目28番20号
(3) 電話番号 0595-84-7888
(4) 代表者氏名 理事長 新堂 直紀
(5) 設立年月日 平成22年7月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
※当事業所は、特別養護老人ホーム 野村きぼう苑 に併設されています
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 野村きぼう苑デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 三重県亀山市野村3丁目28番20号
- (5) 電話番号 0595-84-7888
- (6) FAX番号 0595-84-7889
- (7) 管理者 栗原 一光
- (8) 事業所理念 その利用者が可能な限りその居宅において快適かつ能力に応じた自立した生活を営むことが出来るよう介護援助及び機能訓練等を行なうことにより、利用者の心身の機能及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを事業の目的とする。また、公共の福祉に貢献することを第一の目的とし常に利用者及びその家族の視点に立ったサービスの提供、地域と一体になった事業の展開を行っていきます。
- (9) 開設年月日 平成23年4月1日
- (10) 利用定員 1日あたり25名（介護予防通所介護相当事業 含む）
- (11) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護予防通所介護相当事業]

(平成30年4月1日；鈴鹿・亀山広域連合指定第24A0400309 号)

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 : 亀山市・鈴鹿市、及び津市芸濃町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日但し、12月31日～1月3日までを除く
営業時間	月曜日～土曜日 8:15 ～ 17:15
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9:00 ～ 16:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

R7 10月1日 現在

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1 (兼務)		1	1
2. 生活相談員	2 (2 兼務)	1 (兼務)	2.6	1
3. 看護職員	1 (兼務)	4 (4 兼務)	2.6	1
4. 介護職員	5 (3 兼務)	4 (1 兼務)	7.1	3
5. 機能訓練指導員	1 (兼務)	4 (4 兼務)	2.6	1

※常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務延時間総数を、当事業所における常勤職員の所定の勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

・入浴又は清拭を行います。

② 排泄

・ご利用者の排泄介助を行います。

③ 送迎

・送迎を必要とすることをご契約者に対して、ご自宅から施設間の送迎を専用の車両にておこないます

④ 生活相談

- ・介護のことにに関して、専門の職員が相談、助言を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・機能訓練、レクリエーション等ご契約者様の身体機能の維持のための支援をおこないます。

☆居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることがあります。

☆ご契約者の当事業所サービス利用前の情報収集及び利用中の状態観察を細かく行い、またご契約者及びご家族とのコミュニケーションを十分図り、ご契約者及びご家族の希望や当事業所の介護体制について理解しあえるように努めます。

☆必要に応じて、通所介護計画を作成し、ご契約者及びご家族に対して援助計画についての説明を行い、同意を得て署名・捺印を頂いた上、通所介護計画書を交付します。又、ご利用期間中に利用者の状態の変化、介護サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

サービスの利用料金(1日もしくは1回当たり)

☆別添する料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただくことがあります。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。その旨が記載された証明書等を窓口にてご提示ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき20円

③ 食事の提供

- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

内 容	おむつ代	洗 濯 代	食事代金(おやつ代含む)
料 金	品物相当分	20 円 (1 点)	750 円

*社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

市町村が発行する「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を交付されている方は、介護保険の給付対象となるサービス及び介護保険の給付対象外のサービスの食費について利用者負担額の一部を施設が負担する制度があります。

(対象の要件)

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件のすべてを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市町村が認めた方

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
2. 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
5. 介護保険料を滞納していないこと

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

①口座振替によるお支払い

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食事代の全額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

○地震・台風・積雪等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスを中断・

中止させていただく場合があります。

6. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。当法人は下記の損害賠償責任保険に加入しています。
※ (株)東京海上日動火災保険 超ビジネス保険 (事業活動包括保険)

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態に変化等があった場合、事前の打ち合わせにより主治医及び協力医へ速やかに指示を仰ぎ、看護処置並びに医療機関への搬送等必要な対処を行います。また、ご家族様、担当の介護支援専門員へ、速やかに連絡を取り、経過の報告を行います。

8. 虐待防止について

- 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次に掲げる必要な措置を講じます。
- 虐待防止に関する責任者を選定します。
 - 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

9. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者及び家族に説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

10. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. その他の留意事項

(1) 貴重品について

当事業所ご利用時には金銭などの貴重品はお持込みいただかないようお願いしております。やむを得ない理由によりお持込み頂く場合はお迎え時に職員へと通知願います。また、お持込み頂いた貴重品につきましては本人様管理とさせていただき、紛失などの場合にも一切の責任は負えませんので、ご協力をお願い致します。

(2) 本説明書の内容につきましては、今後変更される場合があります。

12. 苦情の受付けについて（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 生活相談員 西川 典子
担当者不在の場合・・・一尾 郁美
- 苦情解決責任者 管理者 栗原 一光
担当者不在の場合・・・新堂 直紀
- 受付時間 9：00～17：00

又、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鈴鹿亀山地区広域連合	所 在 地	三重県鈴鹿市西条5丁目117
	電話番号	059-369-3201
国民健康保険団体連合会	所 在 地	三重県津市桜橋2-96
苦情専用窓口	電話番号	059-222-4165
三重県社会福祉協議会	所 在 地	三重県津市桜橋2-131
運営適正委員会	電話番号	059-224-8111

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 希望の里 野村きぼう苑デイサービスセンター

説明者職名.....生活相談員.....氏名.....西川典子.....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所.....

氏名.....

代理人住所.....

氏名.....

(契約者との続柄.....)

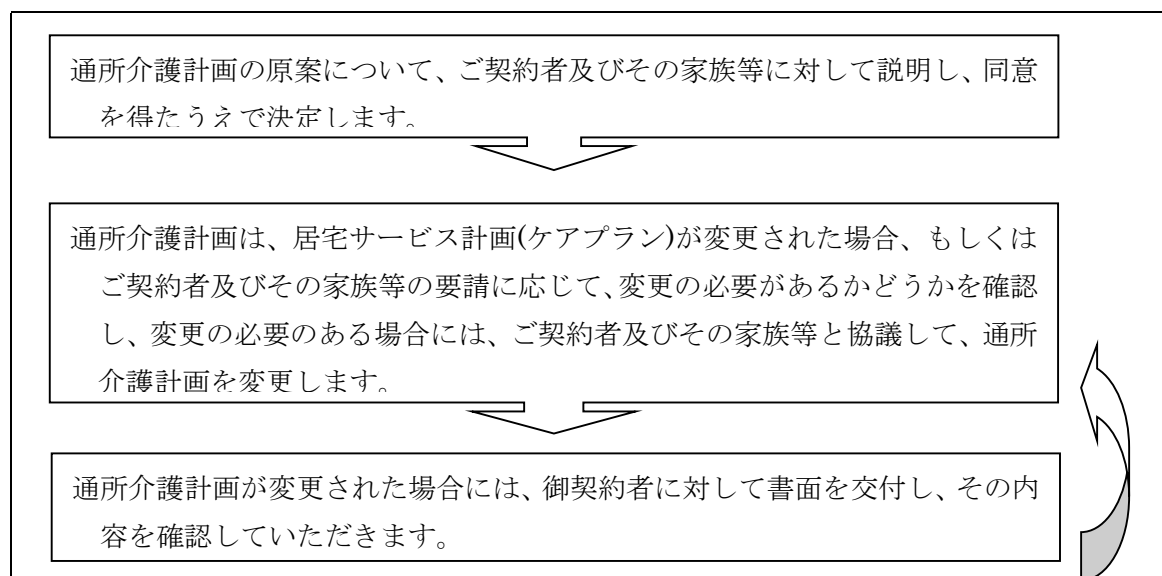
この重要事項説明所は、厚生省令 35 号(平成 18 年 3 月 14 日)第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

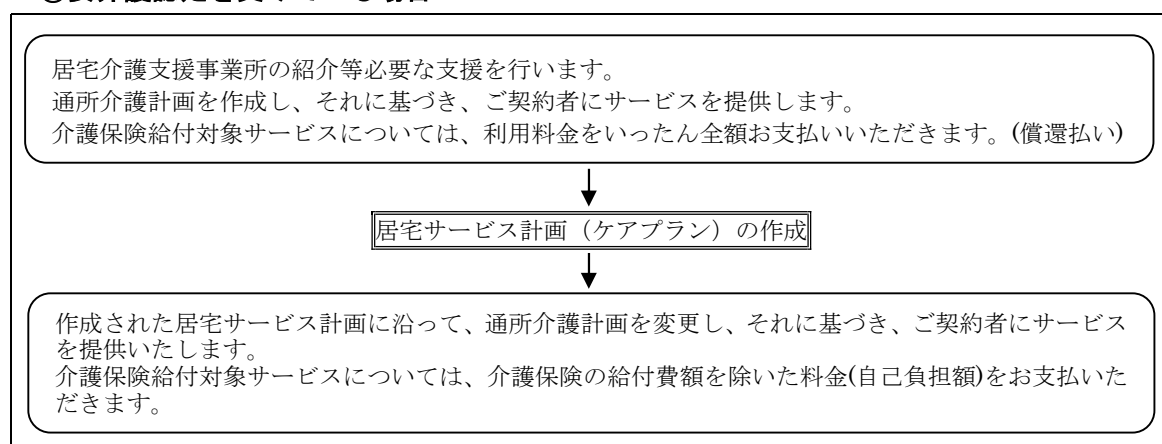
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

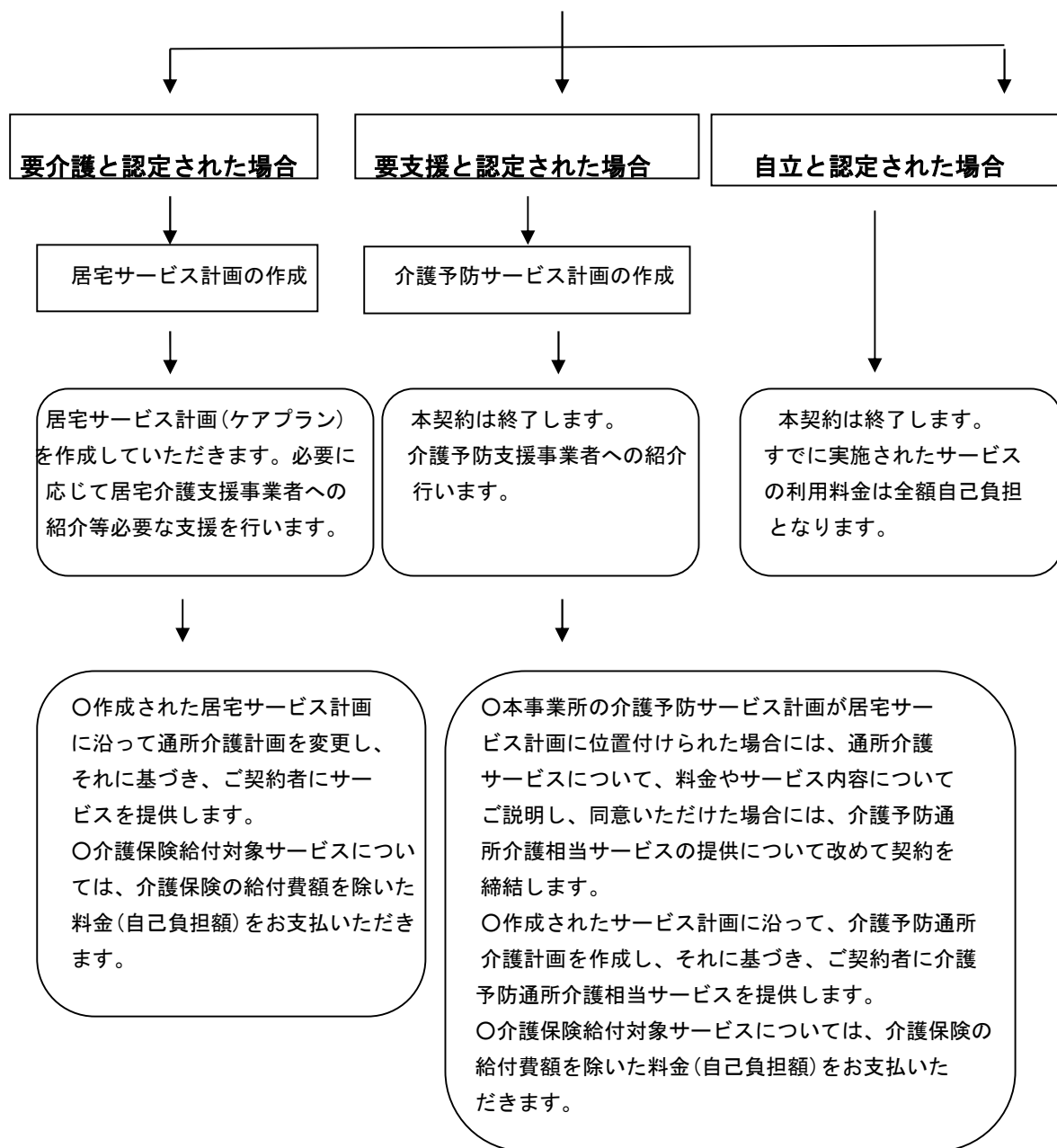


②要介護認定を受けていない場合

要介護認定の申請に必要な支援をおこないます。

通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます(償還払い)



当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族から聴取・確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、3年間保管すると共にご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 非常災害に備えるために防災計画を作成し、避難訓練等を行うとともに必要な設備を備えます。
- ⑦ サービス等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に充分留意し、サービス従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めます。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。
サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携をはかるなど正当がある場合には、その情報用いられる者の事前の同意を文書により得た上で契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

- ①契約者が死亡した場合
- ②介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
- ⑦業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）。

（１） ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までにご通知下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２） 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

通所介護サービスの内容
介護保険給付のサービス ・入浴・・・身体の状態に応じて、ご入浴を希望される方については入浴の介助援助を行います。 ・送迎・・・ご自宅～施設間のご送迎を、専用の車両にて行います。 (ご家族の方による送迎も可能です。) ・生活相談・・・介護のことに関して、専門のスタッフが相談、助言等を行ないます。 ・その他自立への支援・・・機能訓練・レクリエーションや創作活動等を集団的に行います。 介護保険給付対象外のサービス ・日用品費・・・日常生活に関する費用 ・複写物の交付・・・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 ・食事・・・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

利用料金

- ・介護保険給付対象のサービス

※介護報酬告示の額

所要時間 6 時間以上 7 時間未満

通所介護保険負担額一覧(単位 / 1 日)	
要介護 1	5 8 4
要介護 2	6 8 9
要介護 3	7 9 6
要介護 4	9 0 1
要介護 5	1 0 0 8

所要時間 7 時間以上 8 時間未満

通所介護保険負担額一覧 (単位 / 1 日)	
要介護 1	6 5 8
要介護 2	7 7 7
要介護 3	9 0 0
要介護 4	1 0 2 3
要介護 5	1 1 4 8

※ 入 浴 加 算 (I) …… 40 単位

※ 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ …… 1 か月あたりに要した合計
単位数に 12.0% を乗じた額。

(介護職員等の処遇改善を維持し資質向上、労働環境の改善のため
の加算です)

※ サービス提供体制強化加算 (I) …… 22 単位 / 日

(介護職員における介護福祉士の割合が 70% 以上の場合に算定)

※科学的介護推進体制加算 …… 40 単位 / 月

(より良い介護を提供するための科学的介護情報システムです)

※施設送迎を実施しなかった場合 …… 47 単位減算 / 片道

※個別機能訓練加算 (I) イ …… 56 単位 / 日

★亀山市は地域区分が 6 級地に該当するため、1 単位が 10.27 円と換算されます。

★介護保険負担割合証に記載された割合を利用者負担としてご負担いただきます。

・介護保険給付対象外のサービス

複写物の交付・・・・・・・・・1枚につき20円

日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担
いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

内 容	おむつ代	洗濯代	食事代
料 金	品物相当分	20円(1点)	750円